

地域の活動主体に着目したかわまちづくりの 推進に関する研究

Research regarding the promotion of community development utilizing rivers
with a focus on regional entities

まちづくり・防災グループ	研 究 員	阿 部 充
企画グループ	グループ長	柏木 才助
	主席研究員	光橋 尚司
まちづくり・防災グループ	グループ長	阿 部 徹
まちづくり・防災グループ	次 長	竹内 秀二
まちづくり・防災グループ	研 究 員	松尾 峰樹
まちづくり・防災グループ	研 究 員	佐伯 博人

国土交通省が平成21年に「かわまちづくり」支援制度を創設し、およそ10年が経過した。成功事例の共有やミズベリング・プロジェクトの影響などにより魅力的なかわまちづくりの事例が増えつつある一方で、あまり利活用されていないなどの課題がある事例もみられる。課題の存否を分ける大きな要因として、かわまちづくりの活動を担うキーパーソンや団体などの活動主体の存在の有無が挙げられる。

そこで本研究では、かわまちづくり計画の推進主体の情報や登録箇所へのアンケート結果により、かわまちづくりにおける活動主体の関わり方の現状について調査し、市町村等が活動主体を把握している河川が全体の4割に満たず、必ずしも全国的に十分な状況ではないことを推察した。また、現在活発な活動が行われていると考えられる「信濃川やすらぎ堤かわまちづくり」「乙川リバーフロント地区かわまちづくり」「五ヶ瀬川かわまちづくり」の3つのかわまちづくり計画箇所について、体制の構築状況及び活動の経緯を整理し、活動主体の役割や計画への参画タイミングについて考察した。更に「かわまちづくり」支援制度の実施要綱や計画書様式において活動主体の存在が条件づけられておらず、計画作成段階からの活動主体の参画が一つの課題となっている可能性があることを示した。

キーワード：かわまちづくり、活動主体、地域、民間事業者、スキーム

Approximately 10 years have passed since the establishment of the “River Town Project” support system by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. While there are many attractive cases of this project due to the sharing of successful cases as well as the Mizbering Project, there are also some cases where the project is not fully utilized or applied. One major factor that separates cases that have issues from those that do not is the presence of an active entity such as a key person or organization that has an active part in community development utilizing rivers.

Based on the information on promotional entities of the River Town plans as well as the results of questionnaires concerning registered areas, this study investigated the current condition of how active entities are involved in community development utilizing rivers which resulted in the surmise that municipalities are aware of the active entities for less than 40%, indicating that there are many areas throughout Japan that require improvements. In addition, regarding the 3 River Town Projects that are considered to be the most active including the “Shinanogawa Yasuragitei River Town Project”, “Otogawa Riverfront River Town Project”, and the “Gokasegawa River Town Project”, structural plans and activity development of these projects were organized and the entity roles in the project, as well as the timing of participation, were considered. Furthermore, there are no conditions regarding the presence of active entities in the activity outline of the “River Town Project” support system or the activity plans which indicates that the issue of active entity participation starts from the planning stage.

Keywords: Community development utilizing rivers, active organizations, regional, private sector, scheme

1. はじめに

国土交通省は平成 21 年、「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という）の創設にあたり、『従来のハード整備による支援からソフト・ハード両面から地域活性化に資する河川空間利用を図ることを目指し、河川空間と「人・まち」とのつながり、歴史的価値の高い建築物や豊富な知識や経験、地域への愛着などを持つ人材等が重視される』旨を示した。また、「かわまちづくり」支援制度実施要綱（以下「要綱」という）では、『「かわまちづくり」とは、河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取組みをいう。』としている。つまり、河川空間と周辺のまち空間のハード面の整備に加え、そこにソフト・取組み（＝人々の活動）がみられることにより、良いかわまちづくりが具現すると認識されている。

筆者らは平成 30 年度、「かわまちづくり計画」登録箇所で供用を開始しているいくつかの現場を訪問し、それぞれの箇所に関係者から説明を受ける機会を得た。活発な活動を行っている箇所がある一方で、活動が停滞気味で課題があると感じられる箇所もあった。両者の違いを端的に挙げるとすれば、現場で活動している民間のキーパーソンや団体がいるか否か、という点である。代表的なかわまちづくりとして取り上げられることの多い事例（例えば H30 年度かわまち大賞の長井市や広島市の事例など）では、河川を中心とした空間における人の利活用がみられ、またそれらの活動を支える主体（以下「活動主体」という）が存在する。一方、活動主体が明確ではない箇所では、計画で想定する利活用が実現できていないと考えられる。

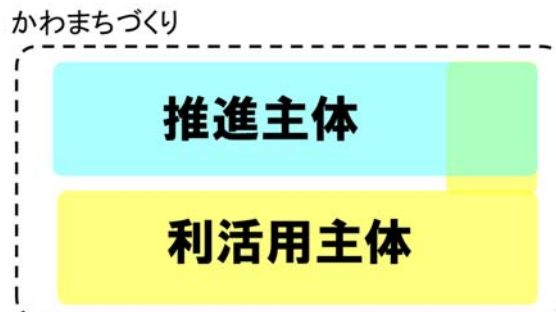
そこで本研究では、まず、かわまちづくり計画や登録箇所へのアンケート結果により、かわまちづくりにおける活動主体の関わり方の現状について確認する。次に、既存の活動が活発な事例でのスキームを整理したうえで、活動主体の役割及びかわまちづくりへの参加経緯について整理し、活動主体の役割や計画への参画タイミングについて考察する。更に、支援制度における活動主体の位置づけについて整理し、活動主体の参画に関する制度面からの改善点について考察する。

2. 調査方法

2-1 かわまちづくりにおける活動主体の関わり方

かわまちづくりにおける活動主体は、「支援制度における推進主体として計画作成に関わる場合」と、「推進主体ではないが各地域において実際の利活用に関わる場合（利活用主体）」の 2 つのパターンが考えられる（図

ー 1）。それぞれの観点から現在のかわまちづくり計画の登録箇所における活動主体の関わり方の現状について調査を行った。



図ー 1 かわまちづくりの活動主体のイメージ

(1) 推進主体の観点

平成 28 年 2 月の要綱の改定により、支援制度におけるかわまちづくりの推進主体として「民間事業者」が新たに加わった。ただし、単独ではなく市町村と一体での計画作成が求められており、要綱では、かわまちづくりの推進主体は「①市町村」、「②市町村及び民間事業者」、「③市町村を構成員に含む法人格のない協議会」と定められている。そこで、これまで登録された全体的なかわまちづくり計画（213 箇所：令和元年 6 月末日時点）について、計画策定者から推進主体が上記の 3 つのタイプのどれに該当するかについて調査し、その割合について整理した。市町村以外の固有の計画策定者名をもち、市町村以外の団体が構成員に含まれる場合は③の「協議会」に分類した。

なお、要綱における民間事業者とは、「A：都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者」、「B：河川法第 20 条の規定に基づき、河川管理者の承認を受け、河川区域内において良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者」、「C：河川区域に隣接する土地において、良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者」、の 3 通りで、B と C においては当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている必要がある。

(2) 利活用主体の観点

平成 30 年度に、当時登録済みのかわまちづくりの各箇所（191 箇所）の市町村及び河川管理者に対して、「地元のまちづくり関連の熱心なキーパーソンや団体」の有無に関するアンケートを実施した。回答結果を用いて、キーパーソン・団体といった活動主体を把握しているかわまちづくり計画登録箇所の割合について整理した。

2-2 既存事例における活動主体の関わり方

近年比較的活動が活発と考えられる代表事例において、活動主体がどのようにかわまちづくりに関与しているか、各事例のスキームを整理し明らかにした。対象事例は筆者らによる既往研究（2018）でも対象としている3箇所（新潟県新潟市「信濃川やすらぎ堤かわまちづくり」、愛知県岡崎市「乙川リバーフロント地区かわまちづくり」、宮崎県延岡市「五ヶ瀬川かわまちづくり」）とした。

さらに、対象3箇所について各活動主体の参加経緯について整理し、計画作成段階において、どのように活動主体との関係を築くべきかについて考察を行った。

2-3 支援制度における活動主体の位置づけ

要綱の記載内容から、活動主体が支援制度においてどのように位置づけられているかについて確認し、計画作成段階における制度面の活動主体に関する課題について考察を行った。

3. 結果

3-1 かわまちづくりにおける活動主体の関わり方

(1) 推進主体の観点

全国のかわまちづくり計画登録箇所213箇所の推進主体の構成割合を示したのが図-2の上段のグラフである。「①市町村」が97.2%、「②市町村及び民間事業者」が0.0%、「③協議会」が2.8%であった。

また、民間事業者が推進主体となることが可能となる前のH21～H27年の7ヶ年と、その後のH28～H31年の4ヶ年の推進主体の構成割合を示したのが図-2の下段の2つのグラフである。「③協議会」の割合が0.7%から7.7%へと増えてはいるものの、現状では、かわまちづくりの推進主体としては依然市町村が主であるという傾向がわかる。なお、民間事業者でも「③協議会」の構成員として参加することは可能であり、既存事例では平成30年に登録された兵庫県神戸市の「有馬川かわまちづくり」1件が該当した。推進主体である「有馬温泉まちづくり基本計画実行委員会」には有馬温泉の事業者から構成される一般社団法人有馬温泉観光協会が委員として参加している。

更に、図-3に支援制度開始以降の推進主体の各年構成割合の状況を示す。近年「③協議会」による登録は徐々に増えており、有馬川かわまちづくりのように、今後協議会の形式で民間事業者参加が増えていく可能性があると考えられる。

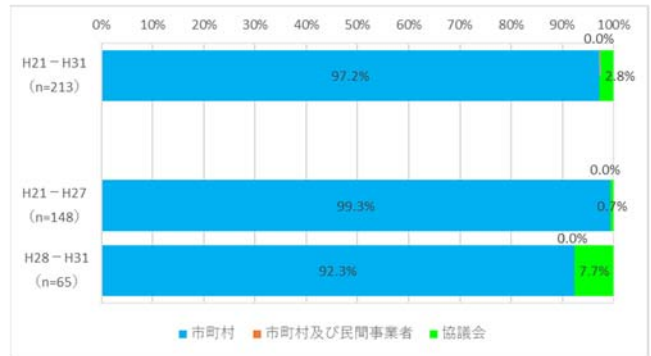


図-2 推進主体の構成割合



図-3 推進主体の各年構成割合の状況

(2) 利活用主体の観点

図-4に、H30年までに登録されたかわまちづくり登録箇所（191地区229河川）の市町村及び河川管理者に対するアンケートで、「地域のまちづくり関連の熱心なキーパーソンや団体」について調査した結果を示す。

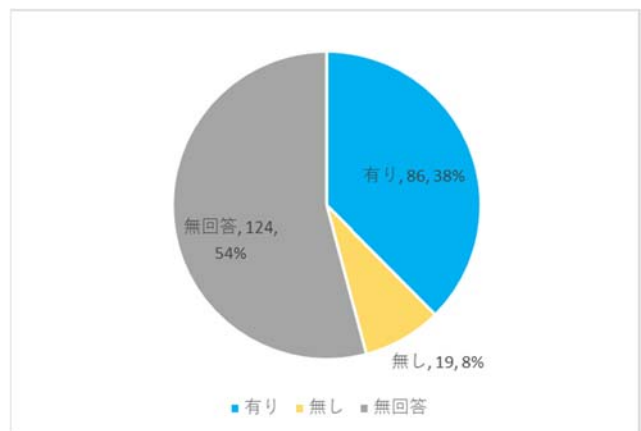


図-4 地域の活動に熱心なキーパーソン、団体の回答割合 (n=229河川)

地域の活動に熱心なキーパーソンや団体について「有り」と回答した河川が229河川中86河川で38%

の割合であった。一方、そのようなキーパーソンや団体が「無し」と回答した河川は19河川で8%であった。空欄のまま回答した河川（無回答）は、124河川で54%の割合であった。設問はそのようなキーパーソンや団体などの人的資源がある場合は記入するという旨であったため、空欄で回答した河川のなかでもキーパーソンや団体を把握していない、実質「無し」の河川も多く含まれると考えられる。「無し」と「無回答」の回答率を合わせると、最大62%の河川で活動主体が明確ではない可能性があり、個別具体的な状況確認やアンケート結果の精査も必要ではあるが、現状では全体数に比して明確な活動主体の存在する河川の割合は高いことが推察される。

3-2 既存事例における活動主体の関わり方

(1) 活動主体の役割・位置づけ

既存事例のスキームから、活動主体の役割について整理を行う。なお、各事例のスキームは既に各市から公開されているが、各主体の名称や配置が異なるため、共通点や違いが比較しにくいという面があった。そこで、事業（活動）を中心とし利用者や事業者、行政の配置位置の固定を図る点に留意しスキーム図の再整理を行った。結果について図-5に示す。

信濃川やすらぎ堤かわまちづくり（新潟県新潟市）では、河川管理者から新潟市が都市・地域再生等利用区域の指定を受け河川区域を占有し、管理運営事業者を公募により選定し、選定された民間事業者が飲食店の事業者を募集するなど全体のマネジメントを実施している。運営にあたり、民間事業者は飲食店事業者の出店料等自ら資金を調達し、活動を行っている。

乙川リバーフロント地区かわまちづくり（愛知県岡崎市）では、河川管理者から岡崎市が協議会事務局として都市・地域再生等利用区域の指定を受け河川区域を占有し、協議会下部組織の活用実行委員会の事務局であるNPO法人に運営・維持管理等を委託している。ただし、将来的には市の費用負担なしに、事業の収入等で運営できる体制を目指している。

五ヶ瀬川かわまちづくり（宮崎県延岡市）では、河川管理者から延岡市が都市・地域再生等利用区域の指定を受け河川区域を占有し、かわまちづくりの実行部隊としての「天下一五ヶ瀬かわまち創ろう会」に多くのNPO、市民団体等が参画し、それぞれの団体が活動主体として各種活動を実施している。また、平成30年からは通年鮎料理を楽しむことができる「かわまち交流館」を河川敷地内に整備し、指定管理者制度を用いて一般社団法人の観光協会が運営している。

(2) 活動主体の参加経緯

信濃川、乙川、五ヶ瀬川のそれぞれの活動主体がどのようにしてかわまちづくりに参加するようになったのか、その経緯について整理する。

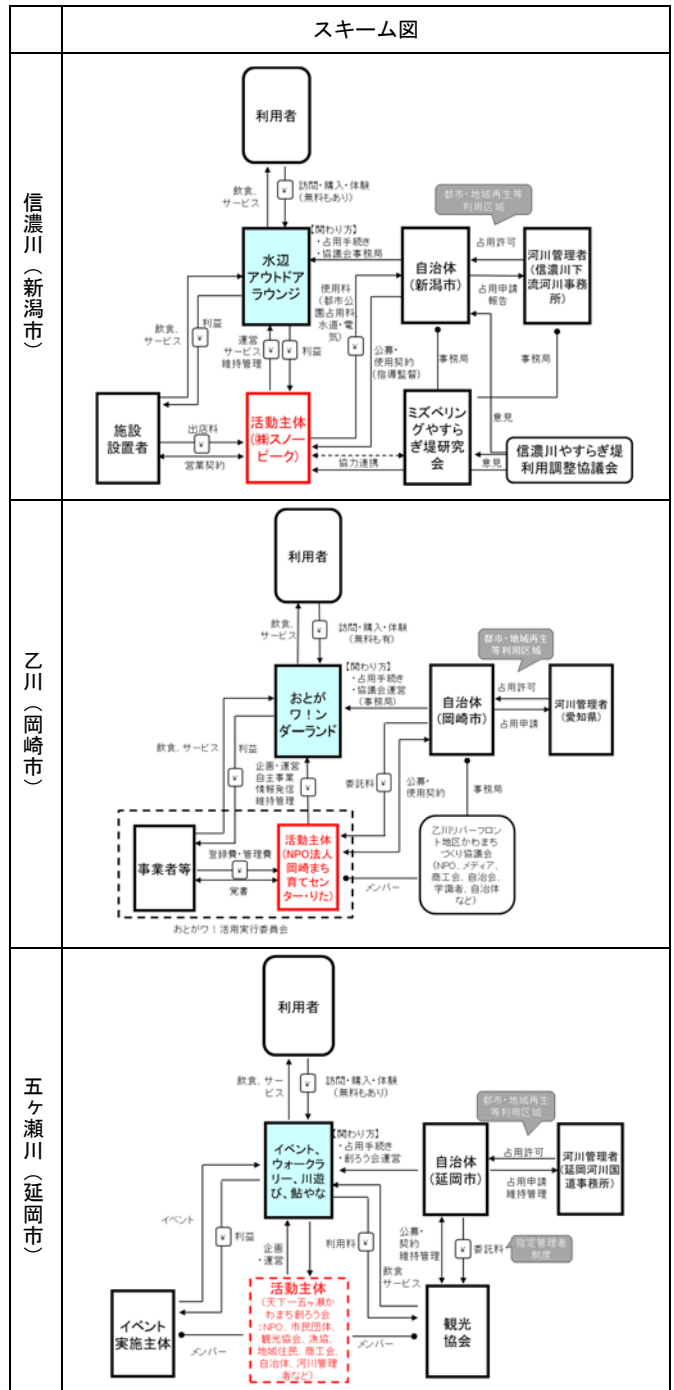


図-5 代表事例のスキーム図

1) 信濃川やすらぎ堤かわまちづくり

信濃川での経緯を表-1に示す。信濃川やすらぎ堤では、平成28年から新潟市が中心となり社会実験として出店者を募集していたが、翌平成29年より、民間主

体の事業展開を図るため、公募プロポーザル方式を採用しマネジメント主体を募集し、新潟県内に本社があるアウトドアブランドの民間事業者が「水辺アウトドアラウンジやすらぎ堤」というコンセプトを掲げ応募し選定された。民間事業者は社会実験の公募の段階で事業に参画しているが、同社の自然志向の理念・事業内容とやすらぎ堤の空間の条件が合致した結果と考えられる。また、初年度の社会実験を新潟市と合同で実施した「ミズベリングやすらぎ堤研究会」の存在も重要であったと考えられる。同研究会には、それまでやすらぎ堤をフィールドとして活動してきたキーパーソン

ン、行政、有識者で構成されており、地域で一体となって活動を行う素地ができていた。市のワーキンググループや、サンセットカフェや隣接する道路空間・港湾区域での社会実験を通して、関係者のネットワークや周辺住民との合意形成もできていた。そのような状況が活動主体となる民間事業者の選定・受け入れや各種調整がスムーズになった効果があったと推察できる。

2) 乙川リバーフロント地区かわまちづくり

乙川での経緯を表-2に示す。乙川リバーフロント地区では、現在マネジメント部門の事務局を担うNPO法人が、活動主体として挙げられる。同NPO法人は1990

表-1 信濃川やすらぎ堤かわまちづくりの経緯

年	かわまちづくりに関連する出来事	イベント・活動等			主な関連組織
		海岸域	信濃川沿川 港湾区域 河川空間	まち空間	
1985 1986 1987 1988	上越新幹線上野駅乗り入れ開始	●日本海夕日キャンペーン	●やすらぎ堤整備開始		
2000 2001 2002 2003					
2004	萬代橋が国の重要文化財に指定			■国交省道路局社会実験「みちと水辺のオープンカフェ」	
2005 2006 2007 2008		●新潟みなと水遊記(社会実験)	●萬代橋サンセットカフェ(日本海夕日キャンペーン)		
2009	大和新潟店撤退宣言	●新潟みなと水遊記		■水と土の芸術祭	◆新潟市まちなか再生本部立ち上げ(新潟市)
2010 2011 2012 2013	(河川敷地占用許可準則改定)			■水と土の芸術祭	◆新潟市まちなか再生本部若手ワーキンググループ
2014	(ミズベリング・プロジェクト開始)				
2015			●ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議	■水と土の芸術祭	◆ミズベリングやすらぎ堤研究会
2016	都市・地域再生等利用区域に指定 「信濃川やすらぎ堤かわまちづくり計画」登録		●社会実験開始 ●民間マネジメント開始		◆株式会社スノーピーク参画
2017 2018				■水と土の芸術祭	

表-2 乙川リバーフロント地区かわまちづくりの経緯

年	かわまちづくりに関連する出来事	イベント・活動等		関連組織
		河川空間	まち空間	
1947 1948		●桜まつり ●観光夏祭り 花火大会		
1996 1997 1998 1999	ジャスコ岡崎店閉店			◆任意団体「岡崎まちづくり市民公社」 ◆岡崎CDC研究会
2000	「中心市街地活性化基本計画」 郊外でイオン岡崎ショッピングセンターが拡大開業		■「岡崎城下三河小町」オープン	
2001	岡崎メルサ閉店			
2002 2003	岡崎スポーツガーデン閉鎖			◆「岡崎市民活動支援協議会」に改組
2004	名鉄岡崎ホテル閉館			◆NPO法人「岡崎まち育てセンター」りた
2005 2006 2007 2008			■岡崎ジャズストリート ■まちバス運行開始 ■げんき館、図書館交流プラザ	
2009	(「かわまちづくり」支援制度創設)			
2010	松坂屋岡崎店閉店			
2011	「中心市街地活性化ビジョン」 (河川敷地占用許可準則改定)			
2012 2013	セルビ閉店			◆岡崎活性化本部(乙川リバーフロント部会) ◆岡崎活性化本部(乙川リバーフロント推進部会)
2014	(ミズベリング・プロジェクト開始)			
2015	「乙川リバーフロント地区かわまちづくり計画」登録 家康公四百年祭		■おとがわプロジェクト ■岡崎デザインシャレット ■まちづくりワークショップ	
2016	都市・地域再生等利用区域に指定 岡崎市 市政100周年 「歴史まちづくり」認定	●社会実験「岡崎 泰平の祈り」 ●「おとがわ！ンダーランド」		
2017		●岡崎城下舟あそび		
2018	「QRUWA戦略」		■まちのトレジャーハンティング	

表-3 五ヶ瀬川かわまちづくりの経緯

年	かわまちづくりに関連する出来事	イベント・活動等		主な関連組織
		河川空間	まち空間	
江戸時代		● 鮎やな		
1960				◆ 日本ボーイスカウト宮崎連盟 北部地区協議会
1974				◆ 延岡走ろう会
1975		● 五ヶ瀬川イカダ下り大会		
1976			■ まつりのべおか	
1994		● リバーフェスタのべおか	■ 延岡アースデイ	◆ 延岡アースデイ実行委員会
1995				
1996				
1997			■ 天下一新能	
1998				
1999				
2000				◆ 延岡歩こう会
2001				◆ NPO法人アスリートタウンのべおか
2002				◆ NPO法人五ヶ瀬川流域ネットワーク
2003				◆ 五ヶ瀬川の豊穡を守る会
2004				
2005				
2006				
2007				
2008				◆ 天下一ひむか桜の会
2009	(「かわまちづくり」支援制度創設)			
2010		● 「天下一ひむか桜の会」による桜の植樹		◆ のべおか感動体験案内人連絡協議会
2011	水質現況ランキング全国1位 (河川敷地占用許可準則改定)	● 天下一ひむか桜 菜の花まつり		
2012				◆ NPO法人ひむか感動体験ワールド
2013	「五ヶ瀬川かわまちづくり計画」登録			◆ 五ヶ瀬川かわまちづくり検討会
2014	(ミズベリング・プロジェクト開始) 東九州自動車道: 延岡市～宮崎市開通	● 豊穡かわまち灯り ● 延岡花物語～このはなウォーク～、このはなマラソン練習会 ● まちなかカヌーツーリング ● 草刈り・清掃開始 ● お父さん・お母さんのための川遊び村		◆ 天下一五ヶ瀬かわまち創ろう会
2015	「天下一五ヶ瀬川かわまちアクションプラン」策定 東九州自動車道: 延岡市～大分市開通 北方延岡道路: 北方～蔵田間開通 「かわまち交流広場」完成			
2016	都市・地域再生等利用区域に指定	● 散策会		◆ コノハナロード市民応援隊
2017				
2018	「かわまち交流館」運営開始			

年代に市民自治を目指す市民組織として設立した組織がもとになっており、まちづくりに関する調査研究や中心市街地再生支援事業の実施、地域交流センターの指定管理者を務めるなど、行政と連携をとりながらまちづくりの活動を進めてきた、地域にとって貴重な存在といえる。岡崎市がかわまちづくりに取り組み始めた平成25年から、市のシンクタンク組織として立ち上がった岡崎活性化本部のリバーフロント部会のメンバーとして事務局長が参加しており、その後、計画や活動の範囲が河川周辺のまち空間も含めて発展していかなくても中心的な立場で参画している。

3) 五ヶ瀬川かわまちづくり

五ヶ瀬川での経緯を表-3に示す。五ヶ瀬川では、単独の組織というよりも、地域のさまざまな活動団体がそれぞれの活動を行うことで、地域全体のかわまちづくり活動が活発化しているということが特徴的である。また、各々の活動主体はかなり以前からそれぞれのフィールドで継続して活動を行ってきており、かわまちづくり計画の策定を機に河川空間での活動が高まり、各団体のネットワークが構築されたと考えられる。

(3) 事例からみた活動主体との関係構築について

信濃川では「民間事業者」、乙川では「NPO法人」、五ヶ瀬川では「様々な団体及びそれらの集合体としての

実行部隊」と、タイプは様々であるが、どの事例でも活動主体が実際のサービス提供や運営マネジメントなどを担い、活発なかわまちづくりの取組みに寄与していることが確認できる。

また、活動主体との関係構築の経緯を確認すると、乙川や五ヶ瀬川の場合はかわまちづくり計画を作成する段階から活動主体が議論に加わっている。これは、活動主体のニーズを反映した計画作成と運用時における活動主体による経緯や計画理念等の理解及び適切な活動の両側面に対して効果が期待できることから、活動主体が参加するタイミングとしては、かわまちづくりの計画作成段階が望ましいと考えられる。逆に、計画作成段階で活動主体の参画目途が立っていない場合は、運用段階でニーズと整備内容の不一致や活動主体の不明確といった状態が生じ、利活用に課題のある事例となってしまう可能性が推察される。

ただし、運用段階での活動主体の参画が必ず悪い影響がでるわけではないことを示したのが信濃川の事例である。信濃川の場合は、計画作成後の運用段階で活動主体が公募により参画しているが、前述したとおり、適当な民間事業者が地域に存在したことで、関係者のネットワークや地域の合意がある程度得られており、関係者を含む地域が民間事業者を受け入れる環境が整

っていたことが大きいと考えられる。活動主体が営利目的の民間事業者を想定する場合は、公共空間利活用における公平性確保という観点から、予め特定の民間事業者が計画作成の議論に参画することが難しいケースも多いと推察されるが、信濃川のように、行政を含めた地域の一体となった取組みがあることで、活動主体が未定であることの課題を回避できる可能性がある。

3-3 支援制度における活動主体の位置づけ

前項では、活動が活発と考えられる事例では活動主体が重要な役割を果たし、またその参画する段階としては計画作成段階が望ましいことを示した。一方で3-1で示した通り、既存のかわまちづくり計画の登録箇所のうち活動主体を把握している箇所は、全体の4割に満たないのが現状である。つまり、活動主体が重要にも関わらず実際には多くの箇所では把握できていないことになり、各地のかわまちづくりの取組みを一層活発化していくためには、その原因を明らかにし改善することが必要と考えられる。

そこで、計画作成段階に着目し、支援制度の要綱や計画書の様式において、活動主体の記述が読み取れる箇所を抽出した上で各箇所での活動主体の位置づけについて整理し、計画作成段階における課題の有無について検証を行った。

(1) 要綱における位置づけ

要綱本文には、推進主体としての民間事業者の定義や推進主体が実施すべき内容に関する記述はあるが、利活用主体としての活動主体に関する条件を明確に記述している箇所はなかった。要綱における民間事業者の定義は2-1に記述した通りである。

要綱の参考として付されている計画書の様式規定にて関連する記述が確認できるのは様式2、3、5-2の3つの様式である(図-6)。以下に各様式における関連記述の概要を示す。

様式2は「市町村及び河川の概要」を記述する様式である。活動主体の記載項目としては、「河川と市町村や民間事業者との関わり」「市民や民間事業者の河川利活用状況」の2項目が該当するが、現状を説明するものである。

様式3は「水辺とまちづくりに関する基本方針」を記述する様式である。活動主体の記載項目としては、「水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方」の項目が該当するが、本様式は推進主体が記載するものであり、推進主体に民間事業者が含まれない場合は当該項目の記載は必要ないと考えられる。

様式5-2は「ハード施策の個別整備計画書」として

記述する様式である。活動主体の記載項目としては、「推進体制」「施設利用及び維持・管理体制」の2項目が該当する。仮に活動主体が参画し、維持管理に関わる場合は、「関係者」として記載される。ちなみに、様式の記載例も併せて公開されているが、それぞれの内容を表-4に示す。

<p><様式2></p> <p style="text-align: center;">市町村及び河川の概要</p> <p>1. 市町村の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県名 ・ 市町村名 ・ 人口 ・ 面積 ・ 市町村の特色 等 <p>2. 市町村内の河川の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な河川(水系名、級、河川名、流域面積(全体、市町村内)、特色) ・ 河川と市町村や民間事業者との関わり ・ これまで実施済みの関連施策(河川名、箇所、実施年度、特色) ・ 市民や民間事業者の河川利活用状況
<p><様式3></p> <p style="text-align: center;">水辺とまちづくりに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ ・ 沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ ・ 水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方 等
<p><様式5-2></p> <p style="text-align: center;">ハード施策の個別整備計画書</p> <p>1. 整備内容名(様式5-1の3.に対応)</p> <p>2. 整備概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備箇所(位置図:1/25,000) ・ 整備の概要(整備する施設、必要に応じて平面図1/2,000程度、標準横断面など) ・ 整備イメージ(パース絵等) <p>3. 整備の必要性、有効性</p> <p>4. 整備の実現方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業の整備計画(対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ) ・ 整備工程(工程計画:河川事業、関連事業等)(年度、事業費) ・ *整備する事業者が分かるように記載 <p>5. 推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の役割分担と実施体制 <p>6. 施設利用および維持・管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用に関する計画 ・ 維持管理計画(基本方針、地域の関係者と河川管理者との役割分担) <p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域、河川の特性に応じて必要な事項 ・ 状況写真 <p>*整備箇所ごとに作成</p>

図-6 計画書の様式規定
(上:様式2、中:様式3、下:様式5-2)

表-4 様式5-2における記載例

項目	記載例
推進体制	地元の行政、商店街、市民団体、住民等で構成する意見交換会の場として「〇〇まちづくり会議」を住民主導で設置し、地域の意向を計画に反映してきたところ。今後の整備にあたっては、当会議を中心として、地域で一体となった体制で推進する。
施設利用及び維持・管理体制	日常的な施設管理、清掃等については、地元市民により実施するものとする。地元の〇〇商店街の自治会や、既に〇〇川で活動している市民団体〇〇川を取り戻す会等との連携を図ることが、既に調整されている。

(2) 計画作成段階での課題

(1) で示した通り、要綱及び計画書様式では、推進主体ではない限りは活動主体に関する記述は限定的で、活動主体を明確にすることを求めるような条件は示されていない。推進主体が活動主体である場合は、実現性のある計画内容になることが期待されるが、現段階では、かわまちづくり計画の推進主体の多くは市町村が中心であり、推進主体を活動主体が構成している事例は少ない。

このような状況は、推進主体（主に市町村）が活動主体の重要性を認識する機会の喪失につながり、計画作成段階において活動主体との関係構築を行う際の課題となっている可能性があると考えられるため、要綱や計画書様式にて、活動主体の必要性を明確に示すように改善することが望ましい。

4. まとめ（活動主体不在の改善に向けて）

本研究では、整備後のかわまちづくりの取組みを担う活動主体に着目し調査を行った。まず、現在のかわまちづくりにおける活動主体の参画状況について、推進主体の情報やアンケート結果から分析を行い、必ずしも全国的に十分な状況ではないことを推察した。

次に、現在活発な活動が行われていると考えられる信濃川、乙川、五ヶ瀬川での3事例について、体制及び活動の経緯から整理し、地域の活発な活動が継続されるには、計画作成段階での活動主体との関係構築が重要であることを示した。

更に支援制度における活動主体の位置づけについて確認を行い、現行の要綱やかわまちづくり計画書の様式には、計画作成段階で活動主体の位置づけを明確にすることを条件提示しておらず、活動主体との関係構築を行う際の課題である可能性について示した。

以上の結果を踏まえ、活動主体が不明確となる課題の改善に向けて以下の2点を提案する。

一つは制度面での改善であり、例えばかわまちづくり計画の登録要件として活動主体の明確化を条件とするなど、要綱や計画書様式を修正し、計画作成時に必ず推進主体が活動主体との関係構築を検討する仕組みを整えることである。何らかの理由で明確にできない場合も、「決定プロセスや時期を明確にすること」を登録条件とするなど、活動主体の設定を確実に行うようにすることが必要である。

もう一つは、各現場での活動主体との関係構築に向けた着目点である。本研究で対象とした3つの事例では、「かわづくり・まちづくりに長く関わっている団体」「河川空間の魅力や地域の要請にマッチした民間事業

者」が活動主体になっていることが確認できた。行政担当者としてかわまちづくりの取組みをはじめめる場合は、まず地域のかわづくり、まちづくりに関する活動状況と、利活用を担い得る活動主体の存在を確認する必要がある。周辺エリアでの活動が活発な場合は、キーパーソンや団体など関係者の会議の場を設けるなどネットワークを形成していくような工夫を行うことが重要だと考えられる。一方で、活動が活発ではない地域では、人材発掘や関心の喚起を重視した活動を実施することが重要と考えられる。

5. おわりに

支援制度創設からおよそ10年が経過し、成功事例の共有や、ミズベリング・プロジェクトの影響などにより、魅力的なかわまちづくりの事例が増えつつある。一方で、本稿で示した通り、活動主体が不明確という課題をもつ箇所も一定程度存在することが明らかとなった。制度面の改善をもって今後同様の課題を生じさせぬようにするとともに、個別箇所では地域の実情や人的資源に着目することで、より活発なかわまちづくりが全国に広がることを期待する。

本稿の作成にあたって、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課の皆様にはデータ提供などご協力いただいた。ここに記して深謝する。

<参考文献>

- 1) 国土交通省河川局河川環境課：「かわまちづくり」支援制度の創設～にぎわいのある河畔空間の創出～、「河川」761号，2009
- 2) 大塚雅之：自然を活かした公園整備リバーパーク美濃加茂，「河川」876号，2019
- 3) 小田禎彦：かわまちづくりのこれまでの取り組みと今後の展望，「河川」876号，2019
- 4) 近藤哲郎：ビジネスモデル2.0 図鑑，2018
- 5) 新潟市：信濃川やすらぎ堤施設使用者 公募型プロポーザル実施要項，2016
- 6) 樋熊祐弥、久保大輔：ミズベリング信濃川やすらぎ堤—まちなかのアウトドアラウンジを目指して—，「河川」876号，2019
- 7) おとがワ！活用実行委員会：おとがワ！ンダーランド2019 実施プログラム募集要項，2019
- 8) 延岡市：かわまち広場指定管理業務仕様書，2017
- 9) 阿部充ら：かわまちづくりのプロセスに関する考察—先例地域関係者インタビューを通じて—，リバーフロント研究所報告第29号，2018